

中間試案のたたき台

目次

第1	総論	2
第2	訴えの提起, 準備書面の提出	7
第3	送達	7
第4	送付	13
第5	口頭弁論	14
第6	新たな訴訟手続	16
第7	争点整理手続等	20
第8	書証	26
第9	証人尋問等	28
第10	その他の証拠方法等	32
第11	訴訟の終了	33
第12	訴訟記録の閲覧等及びその制限	37
第13	土地管轄	39
第14	上訴, 再審, 手形・小切手訴訟	39
第15	簡易裁判所の手続	39
第16	手数料の電子納付	40
第17	IT化に伴う書記官事務の見直し	42
第18	障害者に対する手続上の配慮	42

中間試案のたたき台

(前注) 本部会資料においては、中間試案のたたき台を太字で示し、そのうち特に必要と思われる事項につき説明を記載している。

第1 総論

1 インターネットを用いてする申立てによらなければならない場合

訴えの提起等裁判所に対する申立てその他の申述（書証の写しの提出を含む。以下「申立て等」という。）のうち書面等をもってするものとされているものについて、電子情報処理組織を用いてしなければならない場合について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

申立て等のうち書面等をもってするものとされているものについては、電子情報処理組織を用いてしなければならない。ただし、訴訟代理人（法第54条第1項ただし書に規定する訴訟代理人は除く。以下本項において同じ。）以外の者にあつては、電子情報処理組織を用いてすることができないやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

【乙案】

申立て等のうち書面等をもってするものとされているものについては、訴訟代理人がいるときは、電子情報処理組織を用いてしなければならない。

【丙案】

電子情報処理組織を用いてしなければならない場合を設けない。

(注1) 乙案において訴訟代理人がない場合の当事者や丙案において当事者及び訴訟代理人が、一旦インターネットを用いてする申立てによつたときは、当該事件（上訴審を含む。）の係属中はインターネットを用いてする申立てによらなければならないこと（ただし、丙案において、インターネットを用いてする申立てをした訴訟代理人について辞任・解任された場合において、当事者が事件管理システムに登録していなかったときを除く。）とするものとする。

(注2) インターネットを用いてする申立てによらなければならない場合において、訴状が書面によって提出されたときの書面の取扱いについて、訴状審査権に類する審査権を創設し、当事者本人から訴状等が提出されたときは、一旦受付をした上で、書面等をもって申立て等を行うことができる例外に当たるかどうかの判断、すなわち様式の遵守の有無に関する審査をする機会を設けるものとする。また、答弁書についても同様に様式審査権を創設して審査をする機会を設けるものとする考え方がある。

(説明)

1 議論の概要等

(1) 訴えの提起等裁判所に対する申立て等のうち書面等をもってするものとされているものについて、インターネットを用いた申立てによらなければならないこととするところについては、第1回会議においてはその段階的な実現も含めて幅広く議論をしていただき、第5回会議においてはインターネットを用いた申立てによらなければならない者が書面を提出した場合の取扱いについて議論をしていただいたところである。

(2) また、行政手続との比較の観点を指摘する意見が出されたところである。

行政手続においては、平成14年にオンライン化のための通則的な規定を整備するため、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）が成立し、行政手続のオンライン化のための法律上の整備がされ、オンライン化が進められてきた。

我が国における行政手続全般を見渡すと、個人について、オンラインによる手続を義務付けているものは見当たらないものの、令和2年4月から、特定の法人について、健康保険、厚生年金保険、労働保険、雇用保険に関する一部の手続の電子申請や、法人税などの確定申告などの手続の電子申請が義務化されている。

2 各案の概要

(1) 当事者双方がインターネットを用いて主張及び書証を提出することにより、裁判所への提出と同時に電磁的記録による訴訟記録ができ、相手方が自宅や事務所から閲覧することを可能とし、また、相手方が提出する電子データを利用して効率的な訴訟準備をすることが可能となるなどIT化のメリットを最大限に享受することができるといえる。

そのような観点からすれば、民事裁判手続の全ての利用者についてインターネットを用いた申立てを原則とすることを目指すべきであるともいえる。

もっとも、インターネット利用率や機器別の利用状況からすれば、インターネットを用いた申立てが困難な者も一定数存在するといえる。

第1回会議において、将来のあるべき姿として、これに賛成する意見があったが、パソコンやインターネットを利用していない者、ITに習熟していない者などオンライン申立てに対応することが困難な者にとって、オンライン申立ての一本化は司法アクセスを後退させることにもなり得ることを踏まえ、これらの者についても例外として書面による申立て等を許容すべきであるとの意見があった。

甲案は、上記のような観点から、インターネットを用いた申立てを原則としつつ、やむを得ない理由によりインターネットを用いた申立てをすることができないものにつ

いては、書面による申立てを認めることとしている。

- (2) また、弁護士、司法書士等は、訴訟代理人となることが法律上認められていて（法第54条等参照）、一般的に日常的に訴訟代理人として民事裁判手続を利用し、裁判所に提出する書面をパソコンのワープロソフトを用いて電子的に作成していると考えられる。そして、オンライン申立てをするためには、現在も作成している電子データをインターネットを通して事件管理システムに登録する作業が発生するが、同作業について一定程度の習熟期間は必要であると考えられるものの、対応が困難であることは想定し難い。第1回会議において、コストをかけて事件管理システムを構築する以上、できる限り利用がされる仕組みにする必要があるとの指摘があった。

そこで、乙案は、訴訟代理人がいる事件については訴訟代理人はオンライン申立てによらなければならないこととし、本人訴訟など訴訟代理人がない事件については、本人は書面による申立てとインターネットを用いた申立て等を選択することができることとするものである。

なお、支配人や船舶管理人など特別法における訴訟代理人についても、インターネット申立てによらなければならないこととするかについて、検討する必要がある。

- (3) 上記のとおり、行政手続においては、個人を対象とするものについてインターネットを用いた方法のみとされているものは、現時点では、見当たらない。また、ITに習熟していない者などインターネットを用いた申立てに対応することが困難な者にとって、インターネットを用いた申立てへの一本化は司法アクセスを後退させることになりかねない。

これらの観点からは、インターネットを用いた申立てに一本化し、例外要件を狭くすることについては慎重に検討しなければならないとも考えられ、第1回会議において、インターネットを用いた申立てへの一本化に消極の意見やインターネットを用いた申立てが利用しやすく利点があるのであれば、自然とインターネットを用いた申立てが主流となり義務化する必要はないとの意見もあった。

丙案は、この考え方により、訴訟代理人がいる事件についても、当事者は書面による申立てとインターネットを用いた申立てとを選択することができることとするものである。

- (4) 乙案において訴訟代理人がない場合の当事者や丙案において当事者及び訴訟代理人、一旦インターネットを用いた申立てをしたときは、その後、書面による申立てとインターネットを用いた申立てとが混在するのは相当ではないと考えられる。そこで、当該事件（上訴審を含む。）の係属中は、インターネットを用いた申立てによらなければならないとすることが考えられる。（注1）は、この点について提示したものである。
- (5) また、インターネットを用いた申立てをしなければならない場合において、訴状が書面によって提出されたときの書面の取扱いについては、訴状審査権に類する審査権を

創設することが考えられる。なお、同審査の主体については、裁判所書記官が補正処分として行うこととするとの考え方もある。(注2)は、この点について提示したものである。

2 裁判所のシステム障害及び裁判所外の通信障害等に関する規律【P】

(部会資料11参照)

3 電子情報処理組織を用いて提出することができる電子データの種類

電子情報処理組織を用いて提出することができる電子データについて、次の規律を設けるものとする。

- (1) 電子情報処理組織を用いて提出することができる電子データは、その解読方法が公に標準化されているものとする。
- (2) 裁判所は、必要と認める場合において、当事者が(1)の電子データに係る他の種類の電子データを有しているときは、その者に対し、当該他の種類の電子データを提供することを求めることができる。

(注) 当事者が視覚障害により相手方が提出した電子データを読み取ることができない場合であって、当該電子データを提出した者が音声情報に変換可能な情報を有する電子データを提出することができるときは、裁判所は、当事者の申立てにより、当該電子データを提出した者に対し、音声情報に変換可能な情報を有する電子データを提供することを求めることができるとの規律を設けるものとするとの考え方がある。

(説明)

第1回会議において、視覚障害を有する者は、相手方から提出された電子データが音声情報に変換可能な情報を有するものであれば、音声情報に変換することで相手方の主張内容の把握を容易にすることから、音声情報に変換可能な情報を有する電子データを提供することを求めることができるようにすべきであるとの意見があった。(注)では、同意見等を踏まえて、裁判所は、音声情報に変換可能な情報を有する電子データを提出することができるときに、当該電子データの提供を求めることができるものとすることを提示している。

4 訴訟記録の電子化

- (1) 訴訟記録は裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものによるものとする。
- (2) (インターネットを用いてする申立てを任意とする又は一定の者についてはインターネットを用いてしなければならないが一定の例外を認めることとしたときは、) 書面で提出されたものを裁判所の使用に係る電子計算機に

記録することについて、次のような規律を設けるものとする。

ア 裁判所は、書面で提出された訴状又は答弁書その他の準備書面並び書証の写しについて、裁判所の使用に係る電子計算機に備え付けられたファイルに記録する。

イ 裁判所は、書面で提出されたアのものがアのファイルに記録された日から【アのファイルに記録された直後の期日が経過するまでの間】【アのファイルに記録した旨の通知の日から一定期間（例えば2週間）】保管しなければならない。

(注1) 書面を提出した者は、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに正確に記録されていない場合には、再度、裁判所に対して同ファイルに記録することを求めることができるものとする。

(注2) 1における甲案、乙案のいずれの場合においても、裁判所に書面での申立て等をなす当事者からは、当事者が提出した書面を電子化し訴訟記録の一部とする役務の対価として、手数料を徴収することについても、併せて検討するものとする。

(説明)

1 本文(2)は、部会資料2における提案内容を基本的に維持し、電子化した元の書面について、一定期間保管することを前提に、保管期間を直後の期日が経過するまでと一定期間（例えば、ファイルに記録した旨の通知の日から2週間）とする二通りの考え方を提示するものである。

なお、通常、当事者は書面で提出したものの原本を手元に有していることによれば、裁判所に提出された書面を保管しておくことに合理性はないから、裁判所は、書面を保管する期間が経過した後はこれを廃棄することができることとすることが考えられる。

2 (注1)は、部会資料9において、書面を提出した者が正確に電子化をされたかどうかを確認した上で、一部電子化がされていない場合には改めて電子化を求めることができるとの規律を設けることが考えられる旨の説明を記載したところ、その基本的方向性について、反対する意見はなかった。そこで、同説明内容に基づき、書面を提出した者は、裁判所が電子計算機に備え付けたファイルに正確に記録がされていない場合には、裁判所に対し、同ファイルに記録し直すことを求めることができるものとすることを提案するものである。この場合には、一部電子化がされていない書面データは不要であり、訴訟記録の中に残したままにするとほぼ同様の書面データが複数存在することになるなど訴訟記録の一覧性を欠くおそれがあるから、裁判所及び双方当事者の同意を得て、一部電子化されていないものは廃棄することができることも考えられる。他方で、一旦訴訟記録とされたものは全て訴訟記録として残しておくべきであり、当事者の合意のみで訴訟記録から除外し、廃棄することができることとすべきではないとも考えられる。

第2 訴えの提起，準備書面の提出

1 インターネットを用いてする訴えの提起及び準備書面の提出

電子情報処理組織を用いてする訴えの提起及び準備書面の提出は，最高裁判所規則で定めるところにより，裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに電子訴状及び電子準備書面を記録する方法によりするものとする。

(注) インターネットを用いて訴えの提起及び準備書面の提出をする者の本人確認に関する規律の在り方について，引き続き検討することが考えられる。

2 濫用的な訴えの提起を防止するための方策【P】

(部会資料11参照)

第3 送達

1 システム送達

現行法上認められている送達方法に加えて，電子情報処理組織を利用した送達方法（システム送達）を新たに設けることとし，その具体的な規律を次のとおりとするものとする。

(1) 当事者，法定代理人又は訴訟代理人（以下本項において「当事者等」という。）は，最高裁判所規則で定めるところにより，次に掲げる事項（以下「通知アドレス」という。）を届け出ることができる。

ア 電子メールアドレス（電子メール（特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器（入出力装置を含む。以下同じ。）の映像面に表示されることにより伝達するための電気通信（有線，無線その他の電磁的方式により，符号，音響又は映像を送り，伝え，又は受けることをいう。以下同じ。）であって，最高裁判所規則で定める通信方式を用いるものをいう。）の利用者を識別するための文字，番号，記号その他の符号をいう。）

イ アに掲げるもののほか，その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の利用者を識別するための文字，番号，記号その他の符号であって，最高裁判所規則で定めるもの

(2) 通知アドレスの届出をした当事者等に対する送達は，法第99条及び法第101条の規定にかかわらず，裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに送達すべき電子書類を記録し，通知アドレスの届出をした当事者等が電子情報処理組織を用いてその電子書類に記録された情報を受け取ることができる状態に置き，通知アドレスを届け出た当事者等の通知アドレスにその旨を通知してする。

(3) (2)による送達は、電子情報処理組織を用いて通知アドレスを届け出た当事者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに送達すべき電子書類が記録された時（通知アドレスを届け出た当事者等が二以上あるときは、最初にその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに送達すべき電子書類が記録された者に係る記録の時）にその効力を生ずる。

(4) (2)の通知が発出された日から1週間経過する日までに通知アドレスの届出をした当事者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに送達すべき電子書類が記録されないときは、その日が経過した時に送達すべき電子書類が記録されたものとみなす。

(注1) システム送達により訴状を送達することができる場面を拡大するためにどのような方策を講ずるべきかについては、実務の運用に委ねることとし、特段の規律を設けないものとする考えられる。

(注2) 事件管理システムを通じて提出された送達すべき電子書類を通知アドレスの届出をしていない当事者等に送達する場合の取扱いについては、提出当事者が当該電子書類の出力を行って裁判所に提出した書面によってするものとする考え方と、裁判所が自ら書面への出力を行った上でこれを送達するものとする考え方の双方があり得る。また、提出当事者において、送達に用いる書面につき、①自ら出力した書面を用いるか、②一定の手数料を納付することにより裁判所が出力した書面を用いるかを選択することができるものとする考えられる。なお、事件管理システムを通じて提出された電子書類を通知アドレスの届出をしていない相手方に直送する場合の取扱いについても同様の考え方があり得る。

(説明)

1 システム送達の基本的な枠組み

部会資料3及び9においては、ITを利用した簡易・迅速な方法による送達を実現する観点から、裁判所の事件管理システムを利用した方法による送達（システム送達）の導入を提案していたところ、その基本的方向性について、反対する意見はなかった。したがって、本文では、システム送達の基本的な枠組みについて、これらの部会資料における提案内容を基本的に維持した上で、その文言について若干の修正を加えている。

まず、通知アドレスとしては、現時点においては、典型的には電子メールのアドレスが使用されることが想定されるが、今後の技術の発展により、より使い勝手が良く、一般に広く用いられる通信方法が新たに出てくる可能性もあることから、本文(1)では、電子メール以外の通信方法も広く含み得る表現とした上で、その具体的な設定を最高裁規則に委任することとしている。なお、一人の当事者が複数の通知アドレスを届け出ることを許容することも考えられるが、第6回会議において、この点は事件管理システムへのアクセス

権限に関わり得るとの指摘があったことから、この点を含め、通知アドレスの届出に関する細目的な事項については、構築されるシステムの内容等を踏まえて最高裁規則で定めるべきものとしている。

部会資料3及び9においては、システム送達の効力は、通知アドレスの届出をした当事者等が送達すべき電子書類を「閲覧」した時に生ずるものとしていたが、本文(3)では、これを更に具体化する観点から、通知アドレスの届出をした当事者等の使用に係るパソコン等に送達すべき電子書類が記録された時にシステム送達の効力が生ずるものとしている。ここで「記録」とは、事件管理システム上において送達すべき電子書類を閲覧するため、当事者等のパソコン等に一時ファイルとして保存された場合を含む趣旨である。なお、部会資料3及び9において「閲覧」という語により表現していた規律について、その趣旨に変更を加えるものではないため、以下の説明では、便宜上「閲覧」との語を引き続き用いることとしている。

2 送達すべき電子書類を閲覧しない場合に関する特則

システム送達について、当事者等が送達すべき電子書類を閲覧した時にその効力が生ずるものとする、当事者等が送達すべき電子書類の閲覧を怠る場合には、送達の効力がいつまでも生じないこととなるという問題が生ずる。そこで、部会資料9では、当事者等が送達すべき電子書類を閲覧しないまま一定期間が経過した場合には、閲覧したものとみなし、送達の効力を発生させる規律（みなし閲覧）を設けた上で、当事者等がその責めに帰することのできない事由により送達すべき電子書類を閲覧することができなかった場合には、例外的にみなし閲覧の規律を適用しないこととする案を示していたが、第6回会議においては、そのような事由により送達すべき電子書類を閲覧することができなかった当事者等については、みなし閲覧の例外によってではなく、訴訟行為の追完（法第97条）等により救済を図ることが考えられるとの指摘もあった。

そこで、本文では、みなし閲覧の規律を設けた上で、その例外を設けないこととしている。なお、このような規律を設ける場合には、送達を受けるべき者に対し繰り返し通知を送付することとしたり、安定的に稼動するシステムを構築したりすることで、例外的な場合を最小限度にとどめるような措置を講ずることが不可欠の前提となるものとも思われる。また、裁判所は、訴訟行為の追完を認めるかどうかの判断において、当事者等が送達すべき電子書類を閲覧しなかったことがその責めに帰することのできない事由によるものかどうかを判断することとなるものと思われるが、そのような判断が技術的に可能かどうかは、引き続き検討する必要があるものと考えられる。

3 システム送達により訴状を送達することができる場面を拡大するための方策

システム送達は、送達を受けるべき者が通知アドレスの届出をしていることが要件と

なるが、自らの意思で訴えを提起する原告と異なり、被告は、訴状の送達により初めて訴えの存在を了知し、その後通知アドレスの届出をするのが通常であると考えられることから、訴状の送達についてシステム送達を活用することができる場面は限定的であるように思われる。そこで、第6回会議においては、ITを利用した迅速かつ効率的な裁判の実現という見地から、システム送達により訴状を送達することができる場面を拡大するための方策について議論がされたところ、訴状の送達をする前に通知アドレスの届出を促す簡易な通知を郵送し、被告に対し、訴状の送達を受けるに当たってシステム送達を利用することを促すことが考えられるとの意見が出された。

このような取扱いを導入するに当たっては、これをシステム送達の制度の中に組み込むかどうかによって、二つの異なる方向性があり得るものと思われる。すなわち、まず、①このような取扱いを訴え提起時におけるシステム送達の特則として法制化するとの方向性が考えられる。システム送達の原則的規律においては、送達を受けるべき者に対する通知は通知アドレスに宛ててするものとされているが、訴状の送達時に限り、送達を受けるべき者の住所等に宛てて郵送によりこの通知を行うことができることとし、このような場合には、みなし閲覧の規律は適用しないこととするものである。これに対し、②このような取扱いについて、あくまでも実務上の運用の工夫としての位置付けにとどめるとの方向性も考えられる。システム送達は、送達を受けるべき者が通知アドレスの届出をしていることが要件となるところ、この要件を充足するための運用上の工夫の一つとして、裁判所が送達を受けるべき者と連絡を取り、通知アドレスの届出をするよう促すこととするものである。

上記の二つの考え方を比較すると、②においては、被告が通知に基づき事件管理システムの利用登録をした後、改めてシステム送達をする必要があるのに対し、①については、被告が事件管理システムの利用登録をし、送達すべき電子書類を閲覧した場合には、更にシステム送達を行う必要はないというメリットがある。もっとも、①については、郵送による通知は送達の一部であるとの位置付けである以上、訴状審査が完了していることが前提となるものと思われるが、②については訴状審査と並行して早期に通知を行うことも可能であるため、②の方がかえって迅速な手続の実現に資する場合もあるようにも思われる。また、第6回会議においては、被告に対して訴状の送達に先行して通知を送付することが適切でない事案も想定されるため、事案ごとの柔軟な運用を可能とすることが望ましいとの指摘もあった。これらのことから、(注1)では、②の方向性を採用し、本文には記載しないこととしているが、この点については更に検討が必要であるように思われる。

4 通知アドレスの届出をしていない者に対する送達

前記のとおり、システム送達は、送達を受けるべき者が通知アドレスの届出をしている

ことが要件となる。したがって、事件管理システムを通じて提出された電子データについて、通知アドレスの届出をしていない者にこれを送達するに当たっては、当該電子データを書面に出力した上で、当該書面を郵送する方法により送達をする必要がある。これまでの会議においては、このような場合における送達は、提出当事者から提出された書面によってするものとすべきであるとの意見が出された一方で、このような考え方に反対し、裁判所が自ら書面への出力を行った上で、これを送達を受けるべき者に送達することとすべきであるとの意見もあった。また、提出当事者において、送達に用いる書面につき、①自ら出力した書面を用いるか、②裁判所に対し一定の手数料を納付し、裁判所書記官がその反対給付として出力した書面を用いるかを選択することができるものとするということについても、意見が出された。そこで、(注2)では、この点について記載している。

5 通知を受ける者の届出の制度

現行法における送達と異なり、システム送達においては、送達を受けるべき者が複数いる場合も想定される。そこで、部会資料9においては、このような場合に送達の効力発生に係る一般的規律を貫徹すると、当事者及び訴訟代理人のいずれもが通知アドレスの届出をしている場合に、訴訟代理人の意図しないところで当事者が送達すべき電子書類を閲覧するなどしたときに、訴訟代理人の訴訟活動に支障を生ずるおそれがあるとの考え方にに基づき、届出により、システム送達の対象となる者を限定することを認める旨の規律を提案していた。一方で、第6回会議においては、このような届出によりシステム送達の対象から除外された者についても、訴訟記録の閲覧に関する規律に基づき送達すべき電子書類を閲覧することは制限されないとする、このような規律を設けた場合には、送達を受けるべき者が、届出によりシステム送達の対象から除外された者を通じることにより、送達の効力を発生させずして送達すべき電子書類の内容を了知することが可能となる点で不相当であるとの意見が多く出された。

そこで、本文においては、このような届出制度を設けることについて言及していない。

2 公示送達

法第111条を次のとおり改めるものとする。

- (1) 公示送達は、電磁的方法により不特定多数の者が公示すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって最高裁判所規則で定めるものとする方法によりする。
- (2) (1)における公示すべき内容は、裁判所書記官が、送達すべき電子書類を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、いつでも送達を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに送達すべき電子書類を記録し、又は送達を受けるべき者にその内容を書面を

交付すべきこととする。

(説明)

1 インターネットを利用した公示送達の方法等

第2回会議では、民事裁判手続のIT化に伴い、インターネットを利用した公示送達の方法を導入することについて議論がされたところ(部会資料3第2の3参照)、このような規律を設けることについて反対する意見はなかった。そこで、本文(1)においては、部会資料3における提案内容を維持した上で、その文言を若干修正するとともに、公示送達の方法を見直した場合にインターネット上に掲示すべき情報の基本的な内容や、送達を受けるべき者が掲示を確認した場合に、その者が送達すべき書類を受領する方法についてより具体化した提案をしている。

すなわち、現行法においては、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべきことを掲示することとされているが、訴訟記録が全面的に電子化された場合には、裁判所書記官が保管すべき対象は電子データ(送達すべき電子書類)となる。そして、インターネット上において掲示を確認した送達を受けるべき者がこれを受領する手段としては、事件管理システムを通じた方法と書面を受領する方法の双方が想定される必要がある。以上を整理すると、新たな公示送達における事務フローとしては、裁判所書記官が送達すべき電子書類を保存し、インターネット上の掲示を確認した送達を受けるべき者から申出があった場合には、これを書面に出力して交付するか、事件管理システムにアップロードして同システムを通じて閲覧させる方法により、送達を受けるべき者に送達すべき電子書類を受領させることが考えられる。以上を前提に、本文(2)では、新たな公示送達において掲示すべき内容を整理している。

なお、第2回会議においては、送達を受けるべき者等のプライバシーに配慮する観点から、インターネット上に掲示する内容を限定したり、掲示内容の一部を閲覧するために本人確認を必要としたりするなどの方策を講ずる必要があるとの意見も示されたが、本文(2)の内容以外にどのような内容を掲示するかどうかは、基本的には実務の運用に委ねられるべき事項であるように思われる。そこで、本文では、この点については特記していない。

2 従来の公示送達の方法を維持する必要性

第2回会議においては、公示送達について、インターネットを利用する方法を導入した場合には、書面を掲示する従来の方法を維持する必要性はないとの意見があった一方で、インターネットを利用する方法を導入した場合であっても、書面を掲示する方法をも存置すべきであるとの意見があった。

確かに、公示送達について、インターネットを利用する方法を導入した場合には、イン

ターネットを利用しない者にとって、送達を受ける機会を失うこととならないよう、適切なサポート体制等が構築される必要があるものと思われる。もっとも、現行法上の裁判所の掲示場に書面を掲示して行う公示送達については、送達を受けるべき者が受訴裁判所から離れた地に所在する可能性もある以上、送達を受けるべき者が掲示を見る可能性はそもそも乏しく、実際にも、掲示を見た送達を受けるべき者が送達すべき書類を受領するために裁判所に出頭するケースはほとんどないといわれる。これに対し、裁判所のウェブサイト等に掲示する方法により公示送達をすることとした場合には、送達を受けるべき者は、自らインターネットを利用し、又は他の者を通じてこれを利用するなどして裁判所のウェブサイト等にアクセスすることにより、掲示場のある裁判所に実際に赴かなくても掲示の内容を確認することができるのであるから、送達を受けるべき者が掲示を見る可能性は書面による掲示の場合と比べて高いと考えられる。

これらの点からすると、公示送達について、インターネットを利用する方法を導入した場合に、従来の書面を掲示する方法をあえて維持する必要はないと思われる。

第4 送付

1 当事者の相手方に対する直接の送付

当事者の相手方に対する直接の送付（以下「直送」という。）は、次に掲げる方法によることができるものとする。ただし、通知アドレスの届出をした相手方に対する直送は、次に掲げる方法のうち(1)によるものとする。

(1) 裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに送付すべき電子書類を記録し、通知アドレスを届け出た相手方が電子情報処理組織を用いてその電子書類に記録された情報を受けることができる状態に置き、当該相手方の通知アドレスにその旨を自動的に通知してする方法（通知アドレスの届出をした相手方に対するものに限る。）

(2) 送付すべき書類の写し又は送付すべき電子書類に記録された情報の内容を出力した書面の交付

（説明）

第3回会議において、本文(1)の事件管理システムを用いた直送以外の方法として、現行法令で認められているファクシミリによる直送を維持すべきかどうかについては、維持すべきであるとの意見と廃止すべきであるとの意見の双方が出された。また、事件管理システムを用いた直送をすることができない場合（受取当事者側が事件管理システムの利用の登録をしていない場合）において、提出当事者が直送をしなければならないとすれば、受取当事者側が許容する他の方法についても広く認めることが相当であるとの意見も出された。この点については、引き続き検討することが相当と考えられる。

2 裁判所の当事者に対する送付

裁判所の当事者に対する送付は、次に掲げる方法によることができるものとする。ただし、通知アドレスの届出をした当事者に対する送付は、次に掲げる方法のうち(1)によるものとする。

- (1) システム送達（通知アドレスの届出をした当事者に対するものに限る。）
- (2) 送付すべき書類の写し又は送付すべき電子書類に記録された情報の内容を出力した書面の交付

3 相手方が在廷していない口頭弁論において主張することができる事実の範囲の拡大

相手方が在廷していない口頭弁論において、準備書面（第2の1に規定する方法により提出されたものであって、電子情報処理組織を通じて相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたもの）に記載した事実を主張することができるものとする。

（注）本文の規律に加えて、相手方が在廷していない口頭弁論において、準備書面（第2の1に規定する方法により提出されたものであって、1(1)の通知が発出された日から一定の期間を経過したもの）に記載した事実を主張することができるものとする考え方がある。

（説明）

法第161条第3項は、あらかじめ準備書面が相手方に送達されている場合又は準備書面の受領に係る書面が相手方から裁判所に提出されている場合に限り、準備書面に記載した事実を主張することができることとしている。

本文は、この規律に加えて、準備書面が直送されていることを確認する方法として、1(1)に規定する方法により直送された準備書面を相手方が閲覧した場合にも、当該準備書面に記載した事実を主張することができるようにすることを提案するものである。

第5 口頭弁論

1 ウェブ会議等を用いて行う口頭弁論の期日における手続

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、口頭弁論の期日における手続を行うことができるものとする。その期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

(注) ウェブ会議を用いて出頭する者の本人確認に関する規律の在り方について、引き続き検討することが考えられる。

(説明)

なお、第3回会議において、裁判所の事務を合理化し、柔軟な期日の変更を実現するという観点から、期日の変更(期日の開始前に期日の指定を取り消し、他の期日を指定すること)のうち期日の取消しに係る権限についても、期日の指定の権限(法第93条第1項)と同様に、裁判所ではなく裁判長の権限とすることを検討してはどうかとの意見が出された。この規律の導入を検討するに当たっては、裁判長が行うことができることとされているその他の裁判との整合性等を考慮する必要があると考えられる。

2 無断での写真の撮影等の禁止【P】

- (1) 裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法により口頭弁論の期日における手続を行う場合において、裁判長の許可を得ないで、その映像又は音声についての写真の撮影、録音、録画又は放送をしたときの罰則を設けるものとする。
- (2) 裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法により弁論準備手続若しくは和解の期日における手続又は書面による準備手続における協議を行う場合において、裁判長の許可を得ないで、その音声についての録音又は放送をしたときの罰則を設けるものとする。裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によりこれらの手続又は協議を行う場合において、裁判長の許可を得ないで、その映像又は音声についての写真の撮影、録音、録画又は放送をしたときについても、同様とするものとする。

(説明)

規則第77条は、法廷における秩序維持の見地から、写真の撮影等の制限について規定している。

本文は、第3回会議において出された意見を踏まえ、期日又は協議において裁判長の許可なくウェブ会議中の画面の写真撮影等をした場合につき、罰則を設けることを提案するものである。罰則の内容については、引き続き検討する必要があるものと考えられる。

ウェブ会議によってする口頭弁論の期日においては、例えば、当事者が使用するパソコンの前や、パソコンが設置された部屋に接する廊下や窓外等で、当事者が使用するパソコンのウェブカメラ及びマイクを通じて裁判所又は裁判官が五官の働きによって直接に知り得る

場所における写真の撮影等も含まれ得ることとなるものと考えられる。

3 口頭弁論の公開に関する規律の維持

口頭弁論の公開は、現実の法廷において行うものとし、裁判所がインターネット中継等によって行うことを許容したり禁止したりする規律は設けないものとする。

4 準備書面等の提出の促しに関する規律【P】

裁判長は、法第162条の規定による期間を経過しても、同条に規定する準備書面の提出又は証拠の申出がされないときは、裁判所書記官に、その準備書面の提出又は証拠の申出の促しをさせることができるものとする。

(注) 本文の規律に加えて、提出期間を経過しても準備書面が提出されない場合に裁判所がその提出を命じることができるものとする考え方、正当な理由なく当該命令に違反した場合の罰則を設けるものとする考え方がある。

第6 新たな訴訟手続

民事裁判のIT化を契機として、裁判が公正かつ適正で充実した手続の下でより迅速に行われるようにするため、訴訟手続の特則として新たな訴訟手続の規律を設けることについて、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

- 1 地方裁判所においては、原告は、新たな訴訟手続による審理及び裁判を求めることができる。
- 2 新たな訴訟手続による審理及び裁判を求める旨の申述は、第1回の口頭弁論の期日（第1回の口頭弁論の期日の前に弁論準備手続に付した場合にあっては、第1回の弁論準備手続の期日。以下本項において同じ。）の終了に至るまでにしなければならない。
- 3 新たな訴訟手続においては、特別の事情がある場合を除き、第1回の口頭弁論の期日から6月以内に審理を終結しなければならない。
- 4 証拠調べは、即時に取り調べることができる証拠に限りすることができる。
- 5(1) 被告は、第1回の口頭弁論の期日の終了時まで、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる。
 - (2) 訴訟は、上記(1)の申述があった時に、通常の手続に移行する。
- 6(1) 次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。同決定に対しては、不服を申し立てることができない。

ア 公示送達によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

イ 当事者の一方又は双方が第1回の口頭弁論の期日後【10】日以内に通知アドレスの届出をしていないとき。

ウ 新たな訴訟手続により審理及び裁判をするのを相当でないと認めるとき。

(2) 訴訟が通常の手続に移行したときは、新たな訴訟手続のため既に指定した期日は、通常の手続のために指定したものとみなす。

7(1) 新たな訴訟手続の終局判決に対しては、控訴をすることができない。

(2) 新たな訴訟手続の終局判決に対しては、判決書の送達を受けた日から2週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。

(3) 法第358条から第360条までの規定は、上記(2)の異議について準用する。

(4) 適法な異議があったときは、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復する。この場合においては、通常の手続により審理及び裁判をする。

【乙案】

1 地方裁判所においては、当事者は、共同の申立てにより、新たな訴訟手続による審理及び裁判を求めることができる。

2(1) 1の共同の申立ては、第1回の口頭弁論の期日の終了時までにしなければならない。

(2) 1の共同の申立てをする当事者は、通知アドレスの届出をしなければならない。

3(1) 裁判所は、1の共同の申立てがあったときは、答弁書の提出後速やかに当事者双方と審理の計画について協議をするための日時を指定し、その協議の結果を踏まえて審理の計画を定めなければならない。

(2) (1)の審理の計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

ア 争点及び証拠の整理を行う期間

イ 証人及び当事者本人の尋問を行う時期

ウ 口頭弁論の終結及び判決の言渡しの予定時期

(3) (1)の審理の計画においては、(2)アからウまでに掲げる事項のほか、特定の事項についての攻撃又は防御の方法を提出すべき期間その他の訴訟手続の計画的な進行上必要な事項を定めることができる。

(4) 裁判所は、(1)の審理の計画を定めるに当たり審理の計画を定めた日から審理の終結までの期間を6月以内とするものとし、(2)アからウまでに掲げ

る事項について次のとおり定めるものとする。

ア 争点及び証拠の整理を行う期間 審理の計画を定めた日から5月以内の期間

イ 証人及び当事者本人の尋問を行う時期 争点及び証拠の整理の期間が終了した日から1月以内の時期

ウ 口頭弁論の終結の予定時期 最後に証人又は当事者本人の尋問を行った日

エ 判決の言渡しの予定時期 口頭弁論の終結の日から1月以内の時期

(5) 裁判所は、審理の現状及び当事者の訴訟追行の状況その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、当事者双方と協議をし、その結果を踏まえて(1)の審理の計画を変更することができる。

4(1) 次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。同決定に対しては、不服を申し立てることができない。

ア 当事者のいずれかから通常の手続に移行させる旨の申述がされたとき。

イ 新たな訴訟手続により審理及び裁判をするのを相当でないと認めるとき。

(2) 訴訟が通常の手続に移行したときは、新たな訴訟手続のため既に指定した期日は、通常の手続のために指定したものとみなす。

【丙案】

新たな訴訟手続に関する規律を設けない。

(注1) 次に掲げる事件について、甲案及び乙案のいずれにおいても対象から除外するとの考え方、甲案においては対象から除外するとの考え方がある。

ア 消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者をいう。）と事業者（同条第2項に規定する事業者をいう。）の間の民事上の紛争

イ 個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第1条に規定する個別労働関係紛争をいう。）

(注2) 甲案においては、被告も第1回の口頭弁論の期日まで新たな訴訟手続による審理及び裁判を求める旨の申述をすることができ、原告が第1回の口頭弁論の期日の終了時まで、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができるとの考え方がある。

(注3) 甲案及び乙案のいずれにおいても訴訟代理人が選任されていることを義務的とするとの考え方、甲案及び乙案のいずれにおいても訴訟代理人が選任されていることを義務的とせずいわゆる本人訴訟でも利用することができるとの考え方、甲案においては訴訟代理人が選任されていることを義務的とするとの考え方がある。

(注4) 乙案においては、通常の手続への移行の手続は不要であるとの考え方がある。

(説明)

1 本文の甲案及び乙案は、部会資料10の内容を基本的に維持するものであり、甲案は手続全体を一つの特則として法定することを指向するものの概要を一つのモデルとして示すもの、乙案は紛争の実態を最も把握する当事者のイニシアティブにより訴訟の進行を決定していくことを指向するものの概要を一つのモデルとして示すものである。

甲案及び乙案のいずれもITツールの特性を十分に活用することを前提としており、そのためには双方当事者が事件管理システムを通じた準備書面や書証の送付、記録の閲覧をすることができる必要がある。そこで、双方当事者が事件管理システムの利用の登録していることを必要的としている(甲案では、第1回の口頭弁論の期日において被告が通常の手続への移行の申述をしないときに新たな訴訟手続が開始するが、その時点では被告が事件管理システムの利用の登録をしていないことも考えられることから、第1回の口頭弁論の期日後一定期間内に被告が事件管理システムの利用の登録をしていないときは、裁判所が通常の手続に移行することができることとしている(甲案の6(1イ))。)

また、乙案は、審理の計画を中核として構成するものであり、審理の計画を定める旨の規律を設けた場合には、法第156条の2及び第157条の2と同じ規律を設けることとなると考えられる。

2 対象事件については、第6回会議において、消費者事件や労働事件を除くことについて賛成する意見があったが、乙案においてはこれらの事件を除くまでの必要はないとの意見もあった。(注1)は、その旨の考え方を提示するものである。

3 部会資料10において、甲案について被告側から新たな訴訟手続による審理及び裁判を求める旨の申述をすることができることとする規律も考えられる旨の説明を記載し、第6回会議においては同説明内容を支持する意見が出されたところである。(注2)は、その考え方を提示するものである。

4 第6回会議において、新たな訴訟手続においては、一定の計画を立てて主張立証をし、さらにそれが不十分であるときに計画の見直しを申し出たりするなどの手続を的確にするためには、甲案及び乙案のいずれにおいても訴訟代理人の選任を義務的にすることに賛成する意見や、本人訴訟においても適切に手続の選択がされることが期待できることから甲案及び乙案のいずれにおいても訴訟代理人の選任を義務的にすることに反対する意見や、現行法で審理計画を作成するのに訴訟代理人が義務付けられていることはないことなどから乙案において訴訟代理人の選任を義務的とする必要はないとの意見が出された。

そこで、(注3)では、訴訟代理人の選任を義務的とするか否かについて、甲案と乙案

の組み合わせについてあり得る考え方を提示している。

- 5 甲案及び乙案のいずれにおいても、審理終結までの期間を6月としつつ、乙案においては、6月の審理期間として審理計画を定めることとしている。
- 6 第6回会議において、乙案については、審理計画の変更の規律があればよく、通常訴訟に移行する規律を設けるまでの必要はないとの意見もあった。(注4)は、その考え方を提示するものである。

第7 争点整理手続等

1 弁論準備手続

法第170条第3項を次のとおり改めるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる(同項ただし書は削除する。)

(注) 本文とは別に、法第170条第2項の規律を見直し、弁論準備手続の期日において、調査嘱託の結果、尋問に代わる書面、鑑定人の意見を記載した書面及び鑑定嘱託の結果を顕出することができることとするとも考えられる。

(説明)

部会資料5においては、電話会議等による弁論準備手続をより利用しやすくする等の観点から、その要件を一部見直すことを提案していたところ、第3回会議において、その基本的な方向性について、反対する意見はなかったように思われる。そこで、本文では、部会資料5の提案内容を維持することとしている。

なお、現行法上、裁判所が調査嘱託(法第186条)を行った場合におけるその結果の取扱いについては明文の規定がなく、判例上、調査嘱託の結果を証拠とするには、裁判所がこれを口頭弁論において提示(顕出)して当事者に意見陳述の機会を与える必要があるものとされているが(最高裁昭和45年3月26日第一小法廷判決・民集24巻3号165頁)、第4回会議においては、これを口頭弁論の期日ではなく、争点整理手続の期日において行うことができることを法律上明らかにすることが便宜であるとの意見があった。

そこで、(注)では、弁論準備手続において調査嘱託の結果を顕出することができることとするとともに、口頭弁論の期日における顕出を要するその他の手続についても、同様の取扱いとするとの考え方について記載している。他方で、弁論準備手続は原則非公開の手続であり、また、受命裁判官に弁論準備手続を行わせることもできる。このような規律を設けるに当たっては、弁論準備手続の期日において顕出をすることができることとするのが、公開主義や直接主義の観点から問題がないかどうかについての検討が必要であるようにも思

われる。

2 書面による準備手続

- (1) 法第175条を次のとおり改めるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手続（当事者の出頭（法第170条第4項の規定により出頭したものとみなされる場合を含む。）なしに準備書面の提出等により争点及び証拠の整理をする手続をいう。以下同じ。）に付することができる。

- (2) 法第176条第1項を削除した上で、受命裁判官に関する規律として新たに次の規律を設ける。

ア 裁判所は、受命裁判官に書面による準備手続を行わせることができる。

ただし、判事補のみが受命裁判官となることはできない。

イ 書面による準備手続を受命裁判官が行う場合には、法第176条の規定（アを除く。）による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、同条第4項において準用する第150条の規定による異議についての裁判は、受訴裁判所がする。

- (3) 法第176条第2項を次のとおり改めるものとする。

裁判長は、第162条に規定する期間を定めなければならない。

- (4) 法第176条第3項を次のいずれかのおり改めるものとする。

【甲案】

同項を削除する。

【乙案】

裁判所は、必要があると認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項について、当事者双方と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。

- (5) 法第176条第4項を次のとおり改めるものとする（第149条第2項を準用の対象から外す現行法の規律を改める。）。

第149条〈釈明権〉、第150条〈訴訟指揮等に対する異議〉及び第165条第2項〈要約書面の提出〉の規定は、書面による準備手続について準用する。

(説明)

第3回会議においては、部会資料5で提案していた書面による準備手続の見直しに関する

る基本的な方向性について反対する意見はなかった一方で、現行法における電話会議等による協議の規定（法第176条第3項）を削除すべきであるとの意見があった。そこで、本文では、部会資料5における提案を基本的に維持しつつ、電話会議等による協議の規定については、これを削除する提案（甲案）と維持する提案（乙案）の双方を併記することとしている（本文(4)）。

3 準備的口頭弁論

準備的口頭弁論については、現行法の規律を維持するものとする。

4 争点整理手続の在り方

争点整理手続として、準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続の三種類の手続を置く現行法の枠組みを以下のいずれかのとおり整理するものとする。

【甲案】

現行法における三種類の争点整理手続を一種類の争点整理手続（新たな争点整理手続）に統合することとし、その具体的な規律を以下のとおりとする。

(1) 新たな争点整理手続の開始

裁判所は、争点及び証拠の整理を行うため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を新たな争点整理手続に付することができる。

(2) 新たな争点整理手続の期日

ア 新たな争点整理手続は、当事者双方が立ち会うことができる期日において行う。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、期日を指定せずにこれを行うことができる。

イ 裁判所は、新たな争点整理手続を公開し、又はアの期日において、相当と認める者の傍聴を許すことができる。ただし、当事者が申し出た者については、手続を行うのに支障を生ずるおそれがあると認める場合を除き、その傍聴を許さなければならない。

ウ 裁判所は、必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項について、新たな争点整理手続の期日外において、当事者双方と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。

(3) 音声の送受信による通話の方法による新たな争点整理手続

ア 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同

時に通話をすることができる方法によって、新たな争点整理手続の期日における手続又は(2)ウの協議を行うことができる。

イ アの期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

(4) 新たな争点整理手続における訴訟行為等

ア 裁判所は、当事者に準備書面を提出させることができる。

イ 裁判所は、新たな争点整理手続の期日において、証拠の申出に関する裁判その他の口頭弁論の期日外においてすることができる裁判及び文書（法第231条に規定する物件を含む。）の証拠調べをすることができる。

ウ 法第148条から第151条まで〈裁判長の訴訟指揮権・釈明権、これらに対する異議、釈明処分〉、第152条第1項〈口頭弁論の分離・併合〉、第153条から第159条まで〈口頭弁論の再開、通訳、弁論能力を欠く者に対する措置、攻撃防御方法の提出時期・提出期間とその却下、陳述の擬制、自白の擬制〉及び第162条〈準備書面の提出期間〉の規定は、新たな争点整理手続について準用する。

(5) 受命裁判官による新たな争点整理手続

ア 裁判所は、受命裁判官に新たな争点整理手続を行わせることができる。

イ 新たな争点整理手続を受命裁判官が行う場合には、(2)から(4)までの裁判所及び裁判長の職務（(4)イの裁判を除く。）は、その裁判官が行う。ただし、(4)ウにおいて準用する法第150条の規定による異議についての裁判及び法第157条の2の規定による却下についての裁判は、受訴裁判所がする。

ウ 新たな争点整理手続を行う受命裁判官は、法第186条の規定による調査の嘱託、鑑定嘱託、文書（法第231条に規定する物件を含む。）を提出してする書証の申出及び文書（法第229条第2項及び第231条に規定する物件を含む。）の送付の嘱託についての裁判をすることができる。

(6) 証明すべき事実の確認

ア 裁判所は、新たな争点整理手続を終結するに当たり、その後の証拠調べにより証明すべき事実を当事者との間で確認するものとする。ただし、新たな争点整理手続の全てを期日を指定せずに行った場合には、裁判所は、新たな争点整理手続の終結後の口頭弁論の期日において、その後の証拠調べによって証明すべき事実を当事者との間で確認するものとする。

イ 裁判長は、相当と認めるときは、新たな争点整理手続を終結するに当たり、当事者に新たな争点整理手続における争点及び証拠の整理の結果を要約した書面を提出させることができる。

(7) 当事者の不出頭等による終結

当事者が期日に出頭せず，又は法第162条の規定により定められた期間内に準備書面の提出若しくは証拠の申出をしないときは，裁判所は，新たな争点整理手続を終結することができる。

(8) 新たな争点整理手続に付する裁判の取消し

裁判所は，相当と認めるときは，申立てにより又は職権で，新たな争点整理手続に付する裁判を取り消すことができる。ただし，当事者双方の申立てがあるときは，これを取り消さなければならない。

(9) 新たな争点整理手続の結果の陳述

当事者は，口頭弁論において，新たな争点整理手続の結果を陳述しなければならない。ただし，新たな争点整理手続の全てを期日を指定せずに行った場合は，この限りでない。

(10) 新たな争点整理手続終結後の攻撃防御方法の提出

ア 新たな争点整理手続の終結後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は，相手方の求めがあるときは，相手方に対し，新たな争点整理手続の終結前にこれを提出することができなかつた理由を説明しなければならない。

イ アの規定は，新たな争点整理手続の全てを期日を指定せずに行った場合には適用しない。この場合において，新たな争点整理手続の終結後の口頭弁論の期日において，(6)イの書面に記載した事項の陳述がされ，又は(6)アの規定による確認がされた後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は，相手方の求めがあるときは，相手方に対し，その陳述又は確認前にこれを提出することができなかつた理由を説明しなければならない。

【乙案】

三種類の争点整理手続を置く現行法の規律を維持した上で，前記1及び2に掲げるほかは，その規律について変更を加えないものとする。

(注) 甲案を基礎としつつ，新たな争点整理手続において証人尋問等を行うことができることとすることや，乙案を基礎としつつ，弁論準備手続に関する現行法の規律について必要な見直しを行うことも考えられる。

(説明)

1 これまでの議論の概要

部会においては，民事裁判手続のIT化に伴う争点整理手続の規律の見直しのほか，争点整理手続の枠組み一般についても検討が加えられている。具体的には，三種類の争点整理手続を置く現行法の規律を見直し，これを一つの争点整理手続に統合することの可

否について議論がされており、部会資料10においては、①現行法上の三種類の争点整理手続の要素は原則として存置した上で、その手続を一本化する案、②現行法上の三種類の争点整理手続のうち準備的口頭弁論及び書面による準備手続を廃止した上で、弁論準備手続のみを存置する案、③三種類の争点整理手続を置く現行法の規律を維持する案を提示したところである。

第6回会議においては、上記の三つの案について検討が加えられた。全体的には①の案を支持する意見が多かった一方で、基本的な方向性として①の案を支持する意見の中でも、準備的口頭弁論に関する規律を一部取り込んでいないと考えられる点や、期日外の協議を設けることとしている点について、改善の必要がある旨指摘する意見があり、部会資料10において示していた①の案をそのまま維持することが適切かどうかについては、議論があった。これに対し、③の案を支持する意見の中でも、三種類の争点整理手続を設ける現行法の枠組みは維持しつつ、弁論準備手続に関する現行法の規律に改善すべき点があるとするれば、これを改善することが望ましい旨指摘する意見もあった。他方で、現行法における書面による準備手続については、一定のニーズがあると考えられることから、②の案を支持する意見はなかったように思われる。

2 各案の概要

(1) 甲案は、部会資料10において甲案として示していた規律（前記①の案）と同じ内容である。第6回会議においては、争点等を整理するために証人尋問等を行うことができるという準備的口頭弁論の長所を取り入れた形の規律とすべきであるとの意見も出されたが、一方で、実務上、争点整理の段階で証人尋問が行われた事例はほとんどなく、争点整理手続において証人尋問を行うことができるものとする必要性は乏しいとの指摘もあったことから、この点については（注）における記載にとどめている。

また、第6回会議においては、新たな争点整理手続において期日外の協議の規律（本文(2)ウ）を設けることについて反対する意見も出されたが、現行法上の三種類の争点整理手続を統合し、新たな争点整理手続を創設することの狙いは、迅速かつ効率的な争点等の整理を実現するために、裁判所が、様々な選択肢の中から事案に応じて柔軟に手続を選択することができるようにする点にあると考えられる。期日外における協議も含めて柔軟な手続選択を可能とすることがその趣旨により合致すると考えられるため、この規律は甲案の構成要素として維持することとしている。

(2) これに対し、乙案は、現行法の規律を基本的に維持する案であり、部会資料10において丙案として示していた規律と同一である。

第6回会議においては、三種類の争点整理手続を設ける現行法の枠組みを維持するとの基本的方向性を支持しつつ、弁論準備手続に関する現行法の規律に見直すべき点があるとするれば、これを見直すことが望ましい旨指摘する意見もあった。他方で、具体

的にどのような見直しを行うべきかどうかについては、引き続き検討すべきものと思われるため、ここでは（注）として記載している。

5 進行協議

規則第96条を次のとおり改めるものとする。

(1) 同条第1項を次のとおり改める。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、進行協議の期日における手続を行うことができる（同項ただし書は削除する。）。

(2) 同条第3項を削除する。

6 審尋

法第87条に次の規律を加えるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、審尋の期日における手続を行うことができる。

7 専門委員制度

法第92条の3を次のとおり改めるものとする。

裁判所は、法第92条の2各項の規定により専門委員を手続に関与させる場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、同条各項の期日において、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、専門委員に同条各項の説明又は発問をさせることができる。

第8 書証

1 電磁的記録を目的とする書証に準じた証拠調べの規律

電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）であって情報を表すために作成されたものの証拠調べについて、書証に準じた規律を設けるものとする。

（説明）

第4回会議において、本文のとおり規律を提案したところ、人の思想内容が表現された情報に限らず、単に自然的事象を機械的に記録したにすぎない情報まで文書に含めるのかについて議論することが必要ではないかとの意見が出された。

本文の提案は、電磁的記録のうち一定のものについて法第228条第1項を準用することを想定したものであり、電磁的記録のうち作成者が観念され得るもの（文書及び準文書に相当するもの）について、書証に準じた規律を設けようとするものである。仮に、電磁的記録には作成者が観念され得ないようなものが存在するとした場合に、それを（例えば、作成者が観念され得る部分と統合された一つのファイルとして）書証に準じた手続で取り調べることができるかについては、解釈に委ねられるべきものと考えられる。

2 電磁的記録の提出又は送付に関する規律

電磁的記録であって情報を表すために作成されたものの提出又は送付（書証の申出としての提出、文書提出命令に基づく提出及び送付嘱託に基づく送付をいう。以下同じ。）は、当該電磁的記録又はこれを電磁的方法により複製したものの（当該電磁的記録に記録された情報について改変が行われていないものに限る。）でなければならないものとする。

（注）本文の規律にかかわらず、原本の存在及び成立に争いがなく、相手方が写しをもって原本の代用とすることに異議がないことを条件に、原本の提出に代えて写しを提出することが許される旨の規律（大審院第四民事部昭和5年6月18日判決民集9巻9号609頁）を明文化するものとする考え方がある。

（説明）

本文の規律は、第4回会議において提案した規律と同趣旨のものであるが、同会議において「人為的な改変行為を伴わない形で複製されたもの」と説明した内容を、「（当該電磁的記録に記録された情報について改変が行われていないものに限る。）」という文言で表現した。ある一纏まりの電磁的記録に記録された情報のうちどの範囲の情報について改変が行われていないことが必要かについては、解釈に委ねられるべきものと考えられるが、一般論として、書証の申出の適法要件を満たすかどうかは、その申出を行う者がどの範囲の情報を証拠調べの目的とする意思であるか（例えば、メタデータを含めて証拠調べの対象とする意思であるか。）を基礎として判断されるべきものと思われる。

なお、第4回会議においては、電磁的方法により複製したものが人為的に改変されていないものであることをどのように判断するのかという指摘もあった。これに対しては、技術的な観点から、ある電磁的記録とこれを電磁的方法により複製したものの同一性を担保する方法として、電子署名、タイムスタンプその他の二つのファイルのハッシュ値を比較する方法、メタデータを確認する方法が紹介されたところである。

3 インターネットを用いてする書証の写しの提出及び送付

書証に関連する電磁的記録のうち次に掲げるものについては、電子情報処理組織を用いて提出又は送付することができるものとする（当該電磁的記録に係るファイルの種類が第1の3に規定するものに該当する場合に限る。）。

- (1) 電磁的記録であって情報を表すために作成されたものを電磁的方法により複製したもの（当該電磁的記録に記録された情報について改変が行われていないものに限る。）。
- (2) 文書、準文書（図面、写真、録音テープ、ビデオテープその他の情報を表すために作成された物件で文書でないものをいう。以下同じ。）及び電磁的記録であって情報を表すために作成されたものの写しとしての電磁的記録（(1)に該当するものを除く。）

（注）書証に関連する電磁的記録が容量の大きなものであるときの提出及び送付の在り方について、引き続き検討することが考えられる。

第9 証人尋問等

1 証人尋問等

- (1) 法第204条を次のとおり改めるものとする。

ア 同条第1号を次のとおり改める。

証人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、証人が受訴裁判所に出頭することが困難であると認める場合であって、相当と認めるとき。

イ 同条第3号として、次の規律を加える。

相当と認める場合において、当事者に異議がないとき。

- (2) 法第204条に次の規律を加えるものとする。

ア 同条に規定する方法による尋問は、適正な尋問を行うことができる場所（通信環境が整備され、かつ証人に対する不当な影響を排除することができる場所）として、最高裁判所規則で定める要件を具備する場所に出頭させてする。

イ 同条に規定する方法により尋問を行う場合には、当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人、使用人その他の従業者（以下この項において「当事者等」という。）は、証人と同じ場所に所在して第5の1による手続への関与をすることはできない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (ア) 当事者等の双方が証人と同じ場所に所在するとき。
- (イ) 相手方に異議がないとき。

(ウ) 裁判所が事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者等との関係その他の事情を考慮し、相当と認めるとき。

(3) 法第204条に次の規律を加えるものとする。

裁判所は、同条に規定する方法による尋問を行う場合において、相当と認めるときは、合議体の構成員に命じ、裁判所外で手続に関与させることができる。

(4) 当事者尋問については、法第204条を準用する法第210条の規律を維持し、(1)から(3)までと同じ規律とするものとする。

(注) 宣誓の方法について、宣誓書の作成自体を不要とする考え方や、書面の形式による宣誓書に代わる新たな宣誓書の形式を創設する考え方があり得る。

(説明)

1 ウェブ会議等による証人尋問の要件

本文(1)は、ウェブ会議等により証人尋問を行うための要件について記載するものであり、その内容は部会資料5における提案内容(部会資料5第4の1)と同じである。

2 証人の所在場所

部会資料5においては、ウェブ会議等により証人尋問等を行う場合における証人の所在場所について、本文(2)アと同じ規律が提案されていたところ、第4回会議において、その基本的な方向性について反対する意見はなかった。他方で、証人が一方当事者と同じ場所に所在する場合等には、証人の証言に不当な影響が生ずるおそれがあるため、これについて規制を設ける必要があるのではないかとの指摘もあった。

そこで、本文(2)では、証人の所在場所に関する規律として、適正な尋問を行うことができる場所(通信環境が整備され、かつ証人に対する不当な影響を排除することができる場所。具体的な要件については、最高裁規則で定める。)に限ることを基本としつつ、典型的に証人に対して不当な影響が生ずるおそれがある場合として、当事者等が証人と同じ場所に所在して尋問を行うことを原則として禁止することとしている。もっとも、当事者等の双方が証人と同席する場合には、典型的に証人に対して不当な影響が生ずるおそれがあるとまではいえないように思われるし、相手方当事者に異議がない場合において当事者等が証人と同席することまでを禁ずる合理的な理由はないものと思われる。また、事案の性質や証人と当事者等との関係から、当事者が同席しても証人に対して不当な影響が生ずるおそれが乏しい場合や、証人の年齢や心身の状態から、主尋問を行う当事者が証人に同席することがむしろ望ましい場合もあり得るように思われる。そこで、本文(2)イでは、これらの場合には、当事者等が証人と同席することができる旨を定めている。

3 ウェブ会議等による証人尋問と裁判所外における証人尋問の併用（ハイブリッド方式）

現行法上、裁判所は、相当と認めるときは、裁判所外で証拠調べをすることができ（法第185条第1項）、更に一定の要件を満たす場合には、受命裁判官等に裁判所外で証人尋問をさせることができる（法第195条第1項）。ウェブ会議等による証人尋問を実施する場合においても、裁判所外における証人尋問の手続を併用して、合議体の構成員の一部が証人の所在地に実際に赴いて証人尋問の手続に関与し、証人の証言態度等を直接確認することを認めることが考えられる。

第4回会議においては、このようなウェブ会議等による手続と裁判所外における手続とを併用する方式（以下「ハイブリッド方式」という。）について、検証に関する論点として議論がされた。会議では、このような方式による検証は、ウェブ会議等のみにより検証を行う場合や、裁判所外において受命裁判官が検証を行う場合と比べて、直接主義の観点からはより望ましいのではないかとの観点から、このような方式による検証を認めることに積極的な意見が多く出された。一方で、ハイブリッド方式によることが有益であると考えられるのは検証に限らず、証人尋問についてもこのような方式によることを認めるべきであるとの意見もあった。

そこで、本文(3)では、ハイブリッド方式による証人尋問について規律を設けることを提案している（検証については第10の2(2)参照）。もっとも、事案の性質、証人の年齢や心身の状態、証人の所在場所等によっては、裁判官が証人の所在場所へ赴いて証人と同席することが相当でない場合もあり得ると考えられることから、このような方式による証人尋問は、裁判所が相当と認める場合に行うことができるものとしている。他方で、ウェブ会議等による証人尋問のみによる場合よりも、裁判所外における証人尋問を併用した方が裁判所の心証形成にとってより積極的な意義があると考えられるため、ウェブ会議等に関する要件に加え、法第195条各号の事由を要件とすることは相当でないと考えられる。

なお、口頭弁論の期日においては、合議体の構成員の全員が現実の法廷にそろって手続を行うことが前提となるものと考えられるため、ハイブリッド方式による証人尋問は、現行法における裁判所外での証拠調べ（法第185条、第195条）と同様に、口頭弁論の期日とは異なる証拠調べの期日における手続として行うことになると思われる。したがって、同手続は非公開の手続として行われ、その結果は、口頭弁論の期日において顕出しなければならない。

4 宣誓の方法

現行法上、証人には、特別の定めがある場合を除き、宣誓させなければならないこととされており（法第201条第1項）、規則第112条第3項は、その方法として、証人に宣誓書を朗読させ、これに署名押印させるものと定めている。第4回会議においては、こ

の宣誓の方法について、訴訟記録が電子化された後も宣誓書という書面による形式を維持するのは合理的ではないのではないかとの指摘があった。一方で、宣誓書が必要とされている趣旨は、宣誓に伴う効果として、宣誓した証人が虚偽の証言をした場合に制裁が予定されていること等から、証人に対して宣誓の趣旨を自覚させる点にもあるので、このような趣旨を踏まえた検討が必要であるとの指摘もあった。

確かに、宣誓書に関する現行法の規律を前提とすると、ウェブ会議等による証人尋問を行う場合であっても、証人に宣誓書を郵送するなどし、これに署名押印の上返送させることが必要となるものと解されるが、このような方法を維持することは、IT化によるメリットを最大化する観点からは望ましくないとも思われる。そこで、(注)では、IT化に伴う新たな宣誓の方法として、証人に宣誓をさせたことは口頭弁論調書の記載事項とされていることから(規則第67条第1項第4号)、これに加えて、宣誓書を作成してこれに署名押印させることまでは必要でないと考え、宣誓書の作成自体を不要とする考え方と、書面の形式による宣誓書の作成に代わる新たな宣誓書の形式を創設する考え方を提示している。後者の方法としては、例えば、ウェブ会議等により証人尋問を行う場合に限り、書面の形式による宣誓書の作成に代えて、電子データの形式による宣誓書を作成することとし、この場合には、署名押印に代えて、作成者を明らかにする措置をとるものとすることが考えられる。

2 通訳人

通訳人に通訳をさせる方法として、次のいずれかの規律を設けるものとする。

【甲案】

裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、通訳人に通訳をさせることができる。

【乙案】

裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、通訳人に通訳をさせることができる。

(説明)

第4回会議においては、通訳人の確保をよりしやすくする観点からは、現行法上のウェブ会議等による通訳に加えて、電話会議による通訳を認めるべきであるとの意見も出されたところである。そこで、本文では、部会資料5における提案内容を前提に、電話会議による通訳を認めるかどうかによって甲案・乙案の両案を併記することとしている。

3 参考人等の審尋

法第187条に次の規律を加えるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、参考人又は当事者本人を審尋することができる。

(説明)

審尋には、裁判所が、当事者その他の利害関係人の言い分を口頭又は書面により聴き、主張整理をするための審尋(法第87条第2項等)のほか、法第187条に基づく簡易な証拠調べとしての審尋がある。前記のとおり、前者の審尋については電話会議による手続を認めるべきと解されるところ(第7の6)、本文は、後者の審尋についても、これと同様に電話会議による審尋を認めることを提案するものである(なお、参考人等の審尋は、非公開の期日における簡易な証拠調べであることから、口頭弁論の期日における証人尋問等とは異なり、電話会議によることをも許容することが相当であり、また、その実施も受訴裁判所の裁量判断に委ねることとすることが相当であると考えられる。)

第10 その他の証拠方法等

1 鑑定

(1) 法第215条の3を次のとおり改めるものとする。

裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合において、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、意見を述べさせることができる。

(2) 法第215条に次の規律を加えるものとする。

鑑定人は、法第215条第1項の規定に基づき書面で意見を述べる場合には、書面の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織を用いる方法により意見を述べるることができる。

(3) 規則第131条に次の規律を加えるものとする。

鑑定人は、規則第131条第2項の規定により宣誓書を裁判所に提出する方式によって宣誓をする場合には、宣誓書の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織を用いる方法により宣誓をすることができる。

(4) 規則第133条に次の規律を加えるものとする。

裁判所は、規則第133条の規定により鑑定人が審理に立ち会い、又は証人若しくは当事者本人に対し直接に問いを発する場合において、相当と認め

るときは、当事者の意見を聴いて、裁判所及び当事者双方が鑑定人との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、審理に立ち会い、又は証人若しくは当事者本人に直接に問いを発することを認めることができる。

2 検証

法第2編第4章第6節に次の規律を加えるものとする。

- (1) 裁判所は、相当と認める場合であって、当事者に異議がないときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、検証をすることができる。
- (2) 裁判所は、(1)に規定する方法による検証を行う場合において、相当と認めるときは、合議体の構成員に命じ、裁判所外で手続に関与させることができる。

3 裁判所外における証拠調べ

法第185条に次の規律を加えるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、同条の規定による裁判所外における証拠調べの期日における手続を行うことができる。

第11 訴訟の終了

1 判決

- (1) 電子判決書の作成及び判決の言渡し

電子判決書の作成及び判決の言渡しについて、次のような規律を設けるものとする。

ア 判決は、電磁的記録により作成する。

イ アで作成された電磁的記録（以下「電子判決書」という。）には、作成主体を明示し、改変が行われていないことを確認することができる措置をしなければならない。

ウ 判決の言渡しは、電子判決書に基づいてする。

- (2) 電子判決書の送達

電子判決書を当事者に送達しなければならないことを前提として、電子判

判決の送達について次のような規律を設けるものとする。

- ア 電子判決書の送達は、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電子判決書の内容を書面に出力したものをもってする。
- イ 上記アの規律にかかわらず、通知アドレスを届け出た者に対する電子判決書の送達は、システム送達によってする。

(説明)

- 1 判決は、その基本となる口頭弁論に関与した裁判官がし、裁判官が代わった場合には、当事者は、従前の口頭弁論の結果を陳述しなければならない(法第249条第1項及び第2項)。

裁判官の交代があつたにもかかわらず、当事者が従前の口頭弁論の結果を陳述しないまま口頭弁論を終結した場合には、その時に立ち会った裁判官は従前の口頭弁論には関与しなかつたのであるから、その裁判官が判決をした場合は、法249条第1項に違反し、法312条第2項第1号に当たる。また、法249条第1項は強行法規であり、責問権放棄・喪失による瑕疵の治癒はないと解されている。他方で、法第249条第1項違反についても当事者の責問権放棄により瑕疵が治癒されるとする見解もあるとされている。

- 2 第4回会議では、実際の口頭弁論期日での更新の手續というものは形式的なものにとどまっており、実質的には、裁判官は引き継いだ記録を熟読した上で事件を把握しているところ、当事者が従前の口頭弁論の結果の陳述を失念してしまった場合に上級審で必ず破棄・差し戻しがされ、第一審で改めて弁論の更新の手續をしてされた判決に控訴がされるということで当事者に時間的・費用的に大きな負担がかかっていることから、当事者が従前の口頭弁論の結果を陳述する機会があつた場合で、異議がないときには瑕疵が治癒されるみなし規定を設けることを提案する意見があつた。

この提案は、法第249条第1項違反についても当事者の責問権放棄により瑕疵が治癒されるとする見解に基づくものと考えられるが、どのように考えるか。

2 和解

(1) 和解の期日

和解の期日(和解を試みるための期日のことをいう。以下同じ。)について、法第89条に次の規律を加えるものとする。

- ア 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、和解の期日における手續を行うことができる。
- イ 上記アの期日に出頭しないで上記アの手続に関与した当事者は、その期

日に出頭したものとみなす。

ウ 法第148条<裁判長の訴訟指揮権>、法第150条<訴訟指揮権に対する異議>、法第154条<通訳人の立会い等>及び法第155条<弁論能力を欠く者に対する措置>の規定は、和解について準用する。

エ 受命裁判官又は受託裁判官が和解の試みを行う場合には、上記ウの規定による裁判所又は裁判長の職務は、その裁判官が行う。

(2) 受諾和解

受諾和解（法第264条）の規律を次のとおり改めるものとする。

当事者が出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が口頭弁論等の期日（口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日をいう。）に出頭してその和解条項案を受諾したときは、当事者間に和解が調ったものとみなす。

(3) 新たな和解に代わる決定【P】

簡易裁判所の訴訟手続以外の訴訟手続に関する新たな和解に代わる決定について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

次のような新たな和解に代わる決定の規律を設ける。

ア 和解を試みた裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、和解が調わない場合において相当と認めるときは、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を考慮して、職権で、事件の解決のため必要な和解条項を定める決定（以下「和解に代わる決定」という。）をすることができる。

イ 和解に代わる決定に対しては、当事者は、その決定の告知を受けた日から2週間の不変期間内に、受訴裁判所に異議を申し立てることができる。

ウ 上記イの期間内に異議の申立てがあったときは、和解に代わる決定は、その効力を失う。

エ 受訴裁判所は、上記イの異議申立てが不適法であると認めるときは、これを却下しなければならない。

オ 上記イの期間内に異議の申立てがないときは、和解に代わる決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

【乙案】

新たな和解に代わる決定の規律を設けない。

(注1) 和解又は請求の放棄若しくは認諾を記録した裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルの記録部分は、送達しなければならないこととするとの考え方がある。

(注2) 和解の期日、受諾和解、裁定和解等に参加する第三者に関する規律を設ける
との考え方がある。

(注3) 当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方が裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出したときに、当事者間に和解が調ったものとみなし、裁判所書記官が調書にその旨を記載したときは、その記載は確定判決と同一の効力を有するとの規律を設けるとの考え方がある。

(注4) 新たな和解に代わる決定の要件として、当事者に異議がない場合に限るという消極的同意を必要とすることや、消極的同意ではなく当事者の積極的な同意を必要とするとの考え方がある。

(注5) 新たな和解に代わる決定の対象事件を限定することについて、引き続き検討することが考えられる。

(説明)

1 和解調書等の送達

(注1) は、和解又は請求の放棄若しくは認諾を記録した調書(電磁的記録)については、訴訟終了効を有するものであり、また、和解及び認諾を記録した調書については強制執行をするためには送達が必要であることから、職権によって送達することとするを提案するものである。

2 和解に参加する第三者

第4回会議において、実務においては、例えば貸金返還請求事件で訴訟当事者ではない第三者が貸金返還債務を保証する内容の和解を当該第三者が利害関係人として参加して成立させることがあることから、和解、受諾和解及び裁定和解等に利害関係人が参加する場合についての規律を設けることの提案があった。(注2) は、同提案を提示するものである。

同規律を設けるに当たっては、当該第三者の範囲を画する要件、当該第三者の訴訟手続における法的地位(訴訟の結果については法的利害関係を有するものではないのであくまで第三者であると考えられるが、そのような第三者が訴訟手続の一部に手続主体として参加することができる理由付け)、当該第三者がすることができる手続行為(前記理由付けとの関係で関与することができる手続の内容、具体的には、和解の期日への出頭、受諾和解及び裁定和解等の手続への参加の他に口頭弁論期日や弁論準備手続期日に出頭して和解協議に参加することができるとするか否か)、さらに、当該第三者が手続に参加する手続要件(参加の申出に加えて、裁判所の許可を必要とすることや当事者の異議がないことを必要とすること、さらに、当該第三者から参加の申出がないときに参加させること

ができるかどうかなど)などを検討する必要があると考えられる。

3 双方不出頭の受諾和解

第5回会議において、受諾和解を成立させるためには、期日を開き、少なくとも一方当事者が期日に出頭しなければならないとされているところであるが、当事者双方が共に裁判所から提示された和解条項案を受諾する旨の意思を明らかにしている場合にまで、あえて期日を開く必要はないとの考えに基づき、双方が裁判所等から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出したときに、当事者間に和解が調ったものとみなすことができるとの規律を設けることの提案がされた。なお、その際には、裁判所書記官が調書にその旨を記載したときは、その記載は確定判決と同一の効力を有するとの規律を設けることが考えられる。

(注3)は、同規律を提示するものである。

4 新たな和解に代わる決定【P】

第12 訴訟記録の閲覧等及びその制限

1 訴訟記録の閲覧等【P】

2 閲覧等の制限の決定に伴う当事者の公法上の義務

法第92条第1項の決定があったときは、当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者（以下本項において「当事者等」という。）、訴訟代理人若しくは補佐人は、その訴訟において取得した同項の秘密を、正当な理由なく、当該訴訟の追行の目的以外の目的のために利用し、又は当事者等、訴訟代理人及び補佐人以外の者に開示してはならない。

(注1)本文の規律に加えて、法第92条第1項の申立てをする当事者は、当該申立てに係る秘密記載部分を除いたものの作成及び提出並びに同項の決定において特定された秘密記載部分を除いたものの作成及び提出をしなければならないものとする考え方がある。

(注2)法第92条の規律に加えて、特定の情報については相手方当事者であっても閲覧することができないようにする規律を設けるものとする考え方がある。

(説明)

1 本文の提案

訴訟記録中に記載され、又は記録されたプライバシー・営業秘密それ自体の秘密性が保

護法益として観念される場合には、当該部分の閲覧等をした者は、知り得た秘密を保持し、訴訟追行以外の目的に無断で使用してはならないという私法上の義務を負い、この義務に違反した場合には、民法第709条の不法行為が成立することになると考えられる。また、営業秘密を保有する事業者からその営業秘密を示された者が、不正の利益を得る目的で、又はその事業者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示したときは、刑事上の責任を負うことがある（不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第1項第7号、第21条第1項第5号）。もっとも、法には、法第92条第1項の決定がされた場合に、訴訟を通じて得られた同項の秘密を当事者が利用したり開示したりする行為を制限する規定はない。

本文は、第5回会議において出された意見を踏まえ、私法上の一般的な規律に加え、法第92条第1項の決定があったことを要件として、当事者等、訴訟代理人又は補佐人は、訴状及び答弁書その他の主張書面の閲読や証拠の取調べ等により取得した同項の秘密を、正当な理由なく、その訴訟の追行の目的以外の目的のために利用し、又は他の者に開示してはならないという公法上の義務を負うものとするを提案するものである。

2 提案の理由

民事訴訟において、当事者は、自己のプライバシー又は営業秘密が含まれる主張書面や証拠を提出することが求められることがある。このような場合において、その訴訟における主張立証のために開示されたこれらの秘密が他の当事者から漏洩する事態が生ずるとすれば、十分な主張立証を行うことができなくなるおそれがある。もっとも、法第92条第1項の決定自体は、当事者以外の第三者による閲覧等を制限するものにすぎず、プライバシー又は営業秘密の開示を受けた当事者による漏洩を防止する実効的な手段として機能するものとはいいがたい。また、秘密保持命令の制度は、刑事罰に裏打ちされた極めて厳格なものであるが、適用の対象となる事件が特許権の侵害に係る訴訟等の一部の訴訟に限られている（特許法（昭和34年法律第121号）第105条第4項等）など、同制度を利用することができる場面は限られている。

本文の規律は、法第92条第1項の決定があったときに、その訴訟において取得された同項の秘密を正当な理由なく漏洩する当事者等、訴訟代理人又は補佐人の行為は、民事訴訟手続の円滑な進行を妨げるものということができるため、これを明示的に禁止するのが相当であるとの考えに基づくものである。

なお、この規律に違反した場合に、直ちに民法第709条の不法行為が成立することになるかについては、解釈に委ねられるべきものと考えられるが、いずれにせよ、この規律を当事者による漏洩を防止する実効的な手段として機能させるためには、その訴訟（第5回会議における議論を踏まえ、法第92条第1項のプライバシー又は営業秘密自体が請求又は攻撃防御方法に密接に関連する他の訴訟を含めるべきものと考えられ

る。)の追行の目的以外のいかなる目的のための利用や、当事者等(このうちの「代理人」には、少なくとも私的鑑定人が含まれるものと考えられる。)、訴訟代理人又は補佐人(第5回会議における議論を踏まえ、訴訟代理人又は補佐人になろうとする者を含めるべきものと考えられる。)以外のいかなる者への開示が「正当な理由」のある利用又は開示に該当するののかについては、引き続き検討する必要があると考えられる。

第13 土地管轄

土地管轄については、現行法の規律を維持するものとする。

第14 上訴、再審、手形・小切手訴訟

法第3編(上訴)、第4編(再審)及び第5編(手形・小切手訴訟)に係る手続についても、第一審の訴訟手続と同様にIT化する(インターネットを用いてする申立て、記録の電子化、ウェブ会議等を利用した期日の参加等を認める。)こととするものとする。

(説明)

抗告については、従来から通常抗告と即時抗告とに分かれている抗告概念について整理すべきであるとの指摘もあり、また、通常抗告については、抗告の利益を有する限りはいつまでも抗告をすることができるかと解されているため、原裁判に対する不服申立ての有無が長期間にわたって確定しないままとなるという不都合が生じかねないとの指摘がある。これを受け、即時抗告に抗告を統一すること(不服申立期間を制限するとともに、原裁判の執行停止効を付与する。)により、手続の早期確定を図るべきではないかとの考え方が示されていた。

他方で、通常抗告ができる裁判に当たるかは、解釈上、争い又は不明な点があるところであり、即時抗告に抗告を統一する場合において、網羅的に即時抗告をすることができる裁判を規定することとするときは、網羅的に全てを規定することは相当困難であり、更に民事訴訟法を準用する手続法における影響をも考慮する必要がある。また、即時抗告の期間を1週間とするか2週間とするか、即時抗告について執行停止効があることとしてよいのかについても網羅的に検討する必要がある。第3回会議において、慎重に検討すべきとの意見が多く出されたことから、本文で提案していない。

第15 簡易裁判所の手続

簡易裁判所の訴訟手続についても地方裁判所における第一審の訴訟手続と同様にIT化することを前提として、その具体的規律や、IT化に伴う特則を設けるかどうかについては、引き続き検討するものとする。

(説明)

簡易裁判所の訴訟手続についても、地方裁判所における訴訟手続と同様にIT化することが相当であると考えられる。また、簡易裁判所の訴訟手続のIT化に当たっては、簡易裁判所の機能や現行法上の位置づけを踏まえ、その手続に関する特則を設けることも考えられるところである。

もっとも、簡易裁判所の訴訟手続については、まずは基本となる地方裁判所における訴訟手続についての規律を踏まえ、その内容を踏まえつつ検討することが望ましいと考えられることから、この点については、引き続き検討することとしている。

第16 手数料の電子納付

1 オンライン申立てがされた場合の手数料等の電子納付への一本化

訴え等についてオンライン申立てがされる場合には、手数料及び手数料以外の費用（以下併せて「手数料等」という。）の納付方法について、ページーによる納付の方法に一本化するものとする。

(注) 事件管理システムの利用の登録をしている第三者が自己の端末を使用して訴訟記録の閲覧等を請求することができることとした場合（部会資料7の第1の1参照）等、費用法別表第二上欄に掲げる行為をオンラインにより請求した場合等の手数料の納付方法についても、同様に所要の整備を行うものとする。

(説明)

手数料等の納付方法につき、ページーによる納付の方法に加えて、クレジットカードを利用する方法等を導入するか否かについては、運用状況を踏まえつつ、必要な検討を進めるものとする。

2 郵便費用の手数料への一本化

郵便費用を手数料として扱い、申立ての手数料に組み込み一本化し、郵便費用の予納の制度を廃止するものとする。

(注) その具体化として、各申立ての手数料へ郵便費用をどのように組込むかについては、現行制度の下での郵便利用の実情、システム送達の導入に伴う郵便利用の変化の見通しを踏まえて検討するものとする。また、仮にオンライン申立てと書面による申立てとが併存することとなった場合（第1の1乙案、丙案参照）、オンライン申立てを促進する観点等から、両者の手数料の額に差異を設けてオンライン申立てに経済的インセンティブを付与することについても検討するものとする。

3 書面による申立てが許容される場合における手数料等の納付方法

仮にオンライン申立てに加え、書面による申立てが一定の場合に許容されることとなった場合（第1の1参照）でも、書面による申立てについては、手数料及び手数料以外の費用の納付方法につき、やむを得ない事情があると認めるときを除き、ペイジーによる納付の方法によらなければならないものとする。

上記のやむを得ない事情があると認めるときに納付方法の規律については、現行の費用法第8条の規律を維持するものとする。

4 民事裁判手続のIT化に伴う訴訟費用の範囲の整理等

(1) 費用法第2条所定の当事者等又は代理人が期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料（同条第4号、第5号）について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

現行の規律を改め、当事者等又は代理人が期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料（同条第4号、第5号）については、当事者その他の者が負担すべき民事訴訟の費用の対象としないものとする。

【乙案】

現行の規律を維持するものとする。

(2) 費用法第2条所定の訴状その他の申立書等の書類の作成及び提出の費用（同条第6号）について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

現行の規律を改め、訴状その他の申立書等の書類の作成及び提出の費用（同条第6号）については、当事者その他の者が負担すべき民事訴訟の費用の対象としないものとする。

【乙案】

現行の規律を維持するものとする。

(3) 過納手数料の還付等（費用法第9条第1項、第3項、第4項）並びに証人等の旅費、日当及び宿泊料の支給（同法第21条から第24条まで）については、裁判所の権限とする現行の規律を改め、裁判所書記官の権限とするものとする。

(注) 本文の規律に加えて、法第71条各号の申立てに一定の期限を設けるものとする
ことについて、引き続き検討することが考えられる。

第17 IT化に伴う書記官事務の見直し

民事裁判手続のIT化に伴う裁判所書記官の事務の最適化のために、所要の改正をするものとする。

(注) 担保の取消しを裁判所書記官の権限とするものとする考え方、訴状の補正及び却下の一部を裁判所書記官の権限とするものとする考え方、調書の更正に関する規律を創設し、これを裁判所書記官の権限とするものとする考え方がある。

第18 障害者に対する手続上の配慮

民事裁判手続のIT化に伴い、障害者に対する手続上の配慮に関する規律を設けることについては、引き続き検討するものとする。

(説明)

民事裁判手続のIT化により、裁判書類をオンラインで提出することができることとし、また、ウェブ会議等による期日への出頭を可能とすることは、基本的には、障害者の裁判を受ける権利をより実質化する観点からは望ましいものと考えられる。

このほか、障害者が当事者として民事裁判手続に関与するに当たっては、裁判所やその他の支援機関において、様々な手続上の配慮をする必要があるものと思われるが、その具体的な内容や方法等については、民事裁判手続に関与する障害者について想定されるその障害の特性等も考慮しながら、どのような配慮が必要かを見極めた上で、必要な法制度や関係機関による支援について検討していく必要がある。そこで、この点については、引き続き検討することとしている。